

国有林からの砂利採取の経過について

1 国有林100林班（鬼泪山）^{きなだやま}

(1) 砂利採取の概要

国有林100林班からの砂利採取は、昭和41年4月から千葉営林署の直営で開始された。

昭和48年、県は、自然環境保全条例を制定し、積極的に自然環境の破壊を防止し、県内の緑を復活して房総の自然を守り、緑を育てていくこととした。

国有林100林班は、県立自然公園地域であり、公共機関による自然破壊は好ましくないということから、土石採取対策審議会の意見を踏まえ、昭和54年11月30日に採取を終了させた。

(2) 主な経緯

昭和41年 4月：営林署直営で砂利採取開始。

昭和48年12月：知事から千葉営林署に砂利採取を中止するよう要望。

（自然環境保全の立場から「緑を守り育てるこことを使命とする営林署」が自ら砂利採取をすることは、県民感情にそぐわないことから）

昭和49年 2月：土石採取対策審議会が「公共機関による採取行為の禁止」を建議。

昭和50年 1月：土石採取対策審議会が51年1月まで砂利採取を認める方針を承認。

12月：土石採取対策審議会が54年12月末までに砂利採取を完全終息するよう答申。

昭和54年11月：砂利採取終息。

2 国有林104林班（鬼泪山）^{きなだやま}

(1) 砂利採取の概要

国有林104林班の砂利採取については、昭和63年1月に東京湾横断道路建設事業への供給のため、東京湾横断道路株等からの採取要望を受け、土石採取

対策審議会へ諮問し、「本県の発展に関連の深い公共性の高いプロジェクトに使用すること」等を条件とした答申に基づき認可したものである。

平成元年9月から浅間山開発㈱等関係6社が、東京湾横断道路建設に向けて採取を行なったが、平成6年2月で当初予定量(1,220万m³)を下回り終了した。

その後、採取場の法面整形等を図りながら採取し、平成13年度末をもって終了した。

(2) 主な経緯

昭和63年 1月：東京湾横断道路㈱等から砂利採取の要望。

7月：土石採取対策審議会が条件付で砂利採取を認める旨答申。

(主な条件：本県の発展に関連の深い公共性の高いプロジェクトに使用すること、採取跡地の復元を図ること、粉じん等公害防止に努めること等)

平成元年 9月：東京湾横断道路建設用の砂利採取開始。

平成6年 2月：東京湾横断道路建設用の砂利採取終了。

3月：土石採取対策審議会が条件を一部変更し、砂利採取の継続を認める旨答申。

平成14年 3月：砂利採取終息。

平成15年 6月：廃止。

